

国際基準に基づく難民受け入れ、

在留特別許可の大幅緩和による解決に向けた声明文

2020年8月22日

出入国在留管理庁（以下「入管」）は、出入国管理政策懇談会「収容・送還に関する専門部会」提言に基づいて、法案を準備し、それを閣議決定し、今秋開催の国会に提出しようとしています。提言は、送還忌避者に罰則を設けること、難民申請中でも送還できるようにすること、仮放免者の逃亡に罰則を設けることなど、その基本は罰則を設けることで「送還を促進しよう」というものです。

入管の言う送還忌避者は、現在、入管収容場・収容所に収容されて送還を忌避している人、そして退去強制処分が下りて仮放免となっている人等を含め3000人強います。この3000人強の中には、国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）の難民認定のガイドラインからかけ離れた日本の難民認定制度によって、退去強制処分となった難民たち、国内法上での措置である在留特別許可を与えられず、送還を忌避せざるを得ない人たちが数多存在しています。

このような人たちに、刑罰を科したとしても、送還を忌避せざるを得ない事情に変化が起きるわけがなく、「送還を促進する」という目的が達成できないことは明らかです。それは、送還忌避者の自殺を含めたより強い抵抗を招くものです。

退去強制処分となっても帰国を拒否する人たちが増大しているのは、この間、国際基準に基づき難民を受け入れることをせず、また、在留特別許可の基準を緩和するどころか、反対に基準を強化し、退去強制を受け入れることができない人たちを、入管自らが増大させてきたことにあります。しかし、入管は、この自ら招いた問題を直視せず、送還一本やりで送還忌避者を削減しようとしてきました。

法務省入管は、2015年（平成27年）9月18日に、2010年（平成22年）7月27付け「退去強制令書による収容する者の仮放免に関する検証等について」の通達を廃止する通達を出し、収容送還を強化し、仮放免者を削減する強硬方針へと舵を切り、仮放免しない、再収容、無理矢理送還、在留特別許可の基準の強化等の施策を講じてきました。そして、その最悪の結果の結末が、大村入

国管理センターでのナイジェリア人見殺し餓死事件です。こうして、入管は、現行の法的手段では限界があり、送還一本やり方針は実現できないと、提言に基づく法案を準備しているのです。

しかし、ここ数年間の入管の施策は、送還一本やりで送還忌避者を削減しようとするものの限界を明らかにしているのであって、現行法による退去強制の法的限界を明らかにしているのではありません。この間の入管の施策を検証すれば、送還忌避をする人たちが増大する原因の除去、つまり国際基準に基づく難民受け入れと在留特別許可の基準の大幅な緩和によってしか、送還忌避問題を解決できないことを明らかにしています。

この解決は、20年、15年、10年と、働く権利を与えられず、日本の社会保障制度からも排除され、健康保険にも加入できず、半ば生存権を奪われた状態で、また仮放免者の子供たちは未来を奪われた状態で、生きることを強いられている仮放免者問題の解決でもあるのです。難民等の仮放免者の人たちが、送還されず、日本で働く権利を、日本で教育を受ける権利を、私たちと共に生きる権利を獲得できるよう、そのための役割を日本社会が果たことを訴えます。